

「小松島市こども計画策定会議」の委員を募集します

市では、全てのこどもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するための「小松島市こども計画」を策定します。

この計画をこどもや若者のニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするため、「こども計画策定会議」を設置し、幅広い意見をいただくための委員を募集します。

■募集人数 1名

■応募資格 令和7年4月1日現在において、次の要件を全て満たしていること。

- ①市内在住の満18歳以上の方
- ②市のこども・子育て施策に関心がある方
- ③市の指定する日に開催する会議(平日の日中、年4回程度)に出席できる方
- ④国および地方公共団体の議員および常勤の公務員でない方

■任期 委嘱の日から令和8年3月31日まで

■委員報酬 市規定の報酬を支払います。
(交通費の支給はありません。)



■応募方法 所定の応募用紙(市ホームページからダウンロードしていただけます)に、氏名、住所、生年月日等必要事項と、「こども・若者が幸福な生活を送るために社会がすべきこと」をテーマにした作文(800字程度)をご記入のうえ、こども家庭センターに持参、郵送またはメールでご提出ください。

■応募締切 7月15日(火) 必着

市ホームページ
はこちら



■応募・問 市こども家庭センター(保健センター内)
〒773-0001 小松島町字新港9番地の10
☎38・7100/
✉ kodomocenter@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点の2年1ヵ月前の期間まで、さかのぼって申請できます。

※**保険料の免除や猶予を受けず保険料を納め忘れた状態で、障がいや死亡といった不測の事態が生じたとき、「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」が受けられない場合があります。**

免除等申請の種類

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。将来受け取る老齢基礎年金額に一部反映されます。

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

必要なもの

マイナンバーカード(マイナンバー通知書)もしくは基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)

※**マイナンバー通知書の場合は、本人確認書類(運転免許証など)も必要となります。**

※**学生納付特例申請の場合は、学生証(コピーでも可)も必要です。**

※**所得審査対象の方で、退職(失業)された方は、失業日の翌々年6月分までの所得状況を除外して審査を行うことができます。この審査を希望される場合は、雇用保険受給資格者証、離職票などの写しが必要です。**

保険料の追納

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

ご出産される方へ 産前産後期間は届出により、国民年金保険料が免除されます!

届出により、**出産**※ 予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間が免除されます。

免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

すでに免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です(すでに保険料を納付されている場合は、後日、日本年金機構より還付されます)。届出には、母子健康手帳などの出産(予定)日が確認できる書類が必要です。

※**出産とは妊娠85日(4ヵ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含みます。)**

■申請・問 市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口)

☎32・4120/FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

